

■単身高齢者等の総合相談支援事業

事業内容

- 都内における単身高齢者は増加しており、判断能力が低下した際の生活や死後の対応に不安がある高齢者の増加が見込まれる。
- 単身高齢者等が、元気なうちから、自身の意思を反映させながら将来の生活に備えられるよう、人生の終焉に向けた準備活動を支援する総合相談窓口を設置するなどの取組を行う区市町村を支援する。
- 総合相談窓口の設置（専門職による相談を含む）を必須とし、これに付随する自治体独自の事業（エンディングノートの配布、講演会の開催、死亡時の開示情報登録など）も対象とする。
- なお、総合相談窓口では、単身高齢者本人だけでなく、その親族、また、障害者本人、障害者の保護者・親族などからの相談にも対応する。

実施主体

- 区市町村（委託又は補助も可）

補助方法

- 「地域福祉推進区市町村包括補助事業」の中に新たなメニューを設定
- 補助基準額：1,000万円 補助率：1／2

令和6年度予算額

- 地域福祉推進区市町村包括補助事業の予算額（40億6,600万円）の内数

